

南島原市世界遺産市民協働会議「原城ロゴマーク」使用要項

1. 目的

この使用要項は、「原城ロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定めたものです。

2. 趣旨

ロゴマークは、南島原市の土産物の商品化や地元産品の販売促進を図ることを目的として使用します。

3. 使用者

南島原市内に住所を有する事業所及び個人とします。

4. 仕様等

別記「原城ロゴマークのデザイン等について」に定めます。

5. 使用の手続き

ロゴマークを使用しようとする場合は、事前に使用申請が必要です。

使用を希望する方は、「原城ロゴマーク使用許可申請書」に必要事項を記載のうえ、南島原市世界遺産市民協働会議（以下、「協働会議」という。）に申請書を提出してください。

6. 使用の許可

使用申請書の提出があったときは、協働会議は書類を確認し、適当と判断した場合は、使用許可書を通知するとともにロゴマークのデータを無償で申請者へ提供します。

7. 使用基準

ロゴマークの使用は、以下の基準のいずれかに該当する場合とします。

- (1) 南島原市の土産物の商品化及び地元産品の販売促進を図ること
- (2) 原城跡のPR及び啓発に寄与すること

8. 使用上の遵守事項

ロゴマークの使用にあたっては、以下の事項を遵守してください。

- (1) 使用許可を受けた事項以外に使用しないこと
- (2) ロゴマークのデータを許可なく加工・変更しないこと
- (3) ロゴマークの使用権及びロゴマークのデータを他人に譲渡、貸与しないこと
ただし、ロゴマーク使用品を適切な管理のもとに印刷業者等に委託して製作する場合を除く
- (4) ロゴマークを使用した成果物（写真等）を協働会議へ提出すること

9. 使用許可の取り消し

ロゴマークの使用について、協働会議が適当でないと判断した場合は、使用者に通告し、改善されない場合は使用許可を取り消します。

10. ロゴマークの権利

- (1) 権利は、南島原市に帰属し、南島原市は使用権を協働会議に許諾する。
- (2) ロゴマークの第三者への使用許諾は、南島原市から協働会議に対してその権利処理を委任する。

11. その他

この規定に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、南島原市世界遺産市民協働会議会会長が別に定めることとします。

原城ロゴマークのデザイン等について

1. ロゴマーク

カラー



モノクロ



2. ロゴマーク概要と制作意図

原城跡から見える美しい夕日の景色を、丸ごと切り取りシンボル化しました。単調にならないよう、ロゴイラスト自体をシンプルにまとめつつ、岩のようにゴツゴツとした原城跡の文字を配置することで、ギャップが生まれるデザインにまとめました。

配色は、夕焼けの海をイメージしたオレンジ2色と、春先に緑が生い茂る原城跡を想起させるライトグリーンを組み合わせました。(デザイン制作者)

3. ロゴマークのデザイン

デザインは、原画を変更することなく使用してください。図柄は許可なく変更しないでください。

4. ロゴマークのサイズ

サイズは、縦横の比率を変えるなど形状を変形させない限り、全体サイズの変更は自由とします。

5. ロゴマークのカラーバリエーション

- ・「カラー」については、1. ロゴマークの「カラー」を基本色とし、配色は変更不可とします。
- ・「モノクロ」については、何色でも変更可とします。(上記1の例はブラック)
- ・提供するデータは、カラーとモノクロ（ブラック）です。

6. 提供する電子データ形式

ai 形式（イラストレーター）、png 形式、jpeg 形式の3種類があります。